

学校法人聖マリア学院 書類閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、私立学校法第47条第2項の規定により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求権者)

第2条 閲覧請求できる者は、次のとおりとする。

- 1 学校法人聖マリア学院の設置する学校に在学する生徒及びその保護者
- 2 学校法人聖マリア学院と雇用契約にある者
- 3 その他学校法人聖マリア学院との間で法律上の権利義務関係を有する者

(閲覧の場所)

第3条 閲覧できる場所(第5条、第8条において「閲覧所」という。)は、次のとおりとする。

久留米市津福本町 422 番
学校法人聖マリア学院 事務局内

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前10時から午後4時30分までとする。

(但し、正午から午後1時までを除く。)

(閲覧所の休業日)

第5条 閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く)
- 四 開学記念日(12月8日)
- 五 国または学院が臨時に定める日

(臨時休業等)

第6条 書類の整理その他必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を学校法人聖マリア学院事務局前にて掲示する。

(閲覧申請書の提出)

第7条 閲覧しようとする者は、本人確認書類を係員に提示するとともに、閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類、その他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(禁止行為)

第8条 閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

- 2 閲覧する者は、書類をコピー・撮影してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 係員は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 係員の指示に従わないとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 四 この規則に違反したとき。

(閲覧の拒絶)

第10条 私立学校法第47条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を拒絶できる。

- 一 所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合。
- 二 学校法人聖マリア学院を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的であ

- る場合。
- 三 公開すべきでない個人情報が含まれる場合。
 - 四 学校法人聖マリア学院が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。